



2023年5月26日

各 位

会 社 名 株式会社エンバイオ・ホールディングス
代表者名 代表取締役社長 西 村 実
(コード番号：6092)
問合せ先 経 理 部 長 長谷川 忠玄
(TEL. 03-5297-7155)

監査等委員会設置会社への移行に伴う定款の一部変更及び役員人事のお知らせ

当社は、2023年5月15日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて開示しておりますとおり、2023年6月27日開催予定の第24回定時株主総会における承認を条件として、監査等委員会設置会社に移行することを決定しております。

これに伴い、2023年5月26日開催の取締役会において、監査等委員会設置会社への移行に伴う定款の一部変更及び役員人事につきまして、下記のとおり内定いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 定款の一部変更

(1) 定款変更の目的

- ① 当社は、取締役会の監督機能を強化し、コーポレートガバナンスのより一層の充実を図るため、監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除、取締役への権限委任に関する規定の新設等、所要の変更を行うものであります。
- ② 機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、変更案のとおり定款第34条（剰余金の配当等の決定機関）を新設し、あわせて内容が重複する現行定款第7条（自己の株式の取得）を削除するものであります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

(3) 定款変更の日程

定款変更のための株主総会開催日	2023年6月27日（火）（予定）
定款変更の効力発生日	2023年6月27日（火）（予定）

2. 監査等委員会設置会社移行後の役員人事

(1) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者

(2023年6月27日開催予定の第24回定時株主総会に付議予定)

氏名	新役職（予定）	現役職
西村 実	取締役会長 土壌汚染対策事業担当	代表取締役社長 ※ 土壌汚染対策事業担当
中村 賀一	代表取締役社長 ※	専務取締役 CFO 兼 管理本部長
山本 敏仁	取締役 ブラウンフィールド活用事業担当	同左
横溝 透修	取締役 自然エネルギー事業担当	同左
田月 智之	取締役 管理本部長	(新任)
亀山 忠秀	社外取締役	同左
小竹 由紀	社外取締役	同左

※ 代表取締役の異動につきましては、2023年5月15日付適時開示「代表取締役の異動に関するお知らせ」をご覧ください。

(2) 監査等委員である取締役候補者

(2023年6月27日開催予定の第24回定時株主総会に付議予定)

氏名	新役職（予定）	現役職
高山 和夫	社外取締役 常勤監査等委員	常勤社外監査役
星野 隆宏	社外取締役 監査等委員	社外監査役
平田 幸一郎	社外取締役 監査等委員	社外監査役
行川 一郎	社外取締役 監査等委員	社外監査役

以上

【別紙】定款変更の内容

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) 会計監査人</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第7条 <u>当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第8条～第9条 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 (条文省略)</p> <p>② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>③ (条文省略)</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、<u>取締役会において定める株式取扱規程</u>による。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第17条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第18条 当社に<u>取締役7名以内を置く。</u></p> <p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u> (削除)</p> <p>(3) 会計監査人</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(削除)</p> <p>第7条～第8条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 (現行どおり)</p> <p>② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、<u>取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役が</u>定め、これを公告する。</p> <p>③ (現行どおり)</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、<u>取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役が</u>定める株式取扱規程による。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第11条～第16条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第17条 当社の<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>は、<u>10名以内とする。</u></p> <p>② <u>当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p>

<p>(選任方法)</p> <p>第 19 条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>② (条文省略)</p> <p>③ (条文省略)</p>	<p>(選任方法)</p> <p>第 18 条 取締役は、株主総会において選任する。<u>ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。</u></p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ (現行どおり)</p>
<p>(任期)</p> <p>第 20 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p>	<p>(任期)</p> <p>第 19 条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p>
<p>(新設)</p> <p>② <u>補欠又は増員のため選任された取締役の任期は、在任取締役の任期満了する時までとする。</u></p>	<p>② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p>
<p>(新設)</p> <p>③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 21 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 20 条 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p>
<p>② 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>② 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から、取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、<u>常務取締役</u>各若干名を定めることができる。</p>
<p>第 22 条 (条文省略)</p>	<p>第 21 条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 22 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>第 24 条 (条文省略)</p>	<p>第 23 条 (現行どおり)</p>

<p>(新設)</p>	<p>(重要な業務執行の決定の委任) <u>第 24 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>(取締役会の議事録) <u>第 25 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</u></p>	<p>(取締役会の議事録) <u>第 25 条 取締役会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。</u></p>
<p>(報酬等) <u>第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(報酬等) <u>第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。但し、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して株主総会の決議により定めるものとする。</u></p>
<p>第 5 章 <u>監査役及び監査役会</u> <u>(員数)</u> <u>第 29 条 当会社に監査役 4 名以内を置く。</u></p>	<p>第 5 章 <u>監査等委員会</u> (削除)</p>
<p>(選任方法) <u>第 30 条 監査役は、株主総会において選任する。</u> <u>② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(常勤の監査役) <u>第 31 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役会の招集通知) <u>第 32 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>② 監査役全員の同意があるときは、招集手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	<p>(削除)</p>

<p>(監査役会規程)</p> <p>第 33 条 <u>監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(任期)</p> <p>第 34 条 <u>監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>② <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期満了する時までとする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(報酬等)</p> <p>第 35 条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 36 条 <u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>② <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(常勤の監査等委員)</p> <p>第 29 条 <u>監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第 30 条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>② <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会規程)</p> <p>第 31 条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>

<p>(新設)</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計算</p> <p>第 37 条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">(監査等委員会の議事録)</p> <p>第 32 条 監査等委員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計算</p> <p>第 33 条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">(剰余金の配当)</p> <p>第 38 条 剰余金の配当は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し行う。</p> <p style="text-align: center;">(中間配当)</p> <p>第 39 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日の採取の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;">(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第 34 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。</p>
<p>(新設)</p> <p>第 40 条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第 35 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</p> <p style="text-align: center;">② 当社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。</p> <p>第 36 条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>附則</p> <p style="text-align: center;">(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、第 24 回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。</p>